

2026(令和8)年度 介護保険制度のお知らせ

問合せ先 市役所介護高齢課介護保険係 (☎31-4598)、阿寒町行政センター保健福祉課 (☎66-2120)、音別町行政センター保健福祉課 (☎01547-9-5151)

介護保険制度はみんなで支え合う制度です

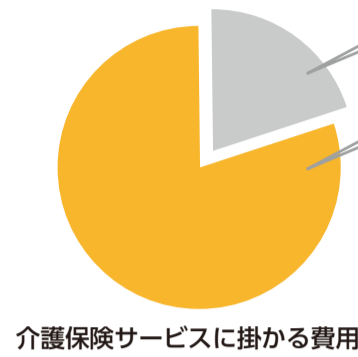
本格的な高齢社会の到来により、介護を必要とする方は増え続け、介護を家族だけで支えることが大変困難になってきています。

介護保険制度は、誰にでも起こり得る介護への不安を減らし、社会全体での支え合いにより、介護する側・される側が共に安心できる社会を実現しようというものです。

介護保険料について

介護保険料は、40歳以上の方全員に納めていただきますが、40歳以上64歳以下の方と65歳以上の方では、保険料の納め方が異なります。

●介護保険給付費の財源



介護保険料50%		公費50%	
23%	27%	37.5%	12.5%
65歳以上の方の保険料	40~64歳の方の保険料	国・道	市

	介護保険料の決め方	介護保険料の納め方
40歳以上64歳以下の方(第2号被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> ●加入している医療保険ごとに定められた算出方法により決められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●加入している医療保険の保険料と一緒に納めます。 ※保険料の算出方法や納め方など、詳しくは加入している医療保険者へお問い合わせください。
65歳以上の方(第1号被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人または世帯の市民税の課税状況、本人の所得や課税年金収入額に応じて14段階に区分されています。 ※保険料の決定通知は、毎年6月中旬ごろに発送します。 ●介護保険料の額は、国が定めた基準に沿って3年ごとに見直しを行っており、65歳以上の方の人数や介護サービス費用の見込額などの見直しを立て、市が決定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、年金からの徴収(特別徴収)で納めていただきます。 ※保険料の年額は毎年6月に確定するため、4月の徴収額は、原則として前年度最終期(同年2月)の徴収額と同額になります。 ●年金からの徴収に該当しない方は、納付書または口座振替(普通徴収)で納めていただきます。 ※年金からの徴収に該当しない方 <ul style="list-style-type: none"> ◆2026(令和8)年4月1日時点で年金を受給していない方 ◆受給している年金額が(一つの年金ごとに)年額18万円(月額で1万5,000円)未満の方 ◆老齢福祉年金のみを受給している方 ◆65歳になられて間もない方 ◆市外から転入されたばかりの方 ◆前年に所得更正を行うなど、何らかの理由により年金からの徴収が中止となった方など

65歳以上の方の保険料は所得に応じて14段階に分かれています

65歳以上の方の介護保険料段階と年間保険料額(2026(令和8)年度)

介護保険料段階と要件		年間保険料
世帯全員が市民税非課税の場合		
第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者の方および、前年の算定用基準額(※1)と課税年金収入額(※2)の合計が82万6,500円(※3)以下の方	1万8,912円 基準額×0.285
第2段階	前年の算定用基準額(※1)と課税年金収入額(※2)の合計が82万6,500円(※3)を超えて120万円以下の方	3万2,184円 基準額×0.485
第3段階		4万5,456円 基準額×0.685
本人が市民税非課税、同世帯に市民税課税者または市民税みなし課税者(※4)がいる場合		
第4段階	前年の算定用基準額(※1)と課税年金収入額(※2)の合計が82万6,500円(※3)以下の方	5万9,724円 基準額×0.9
第5段階		6万6,360円 基準額
本人が市民税課税または市民税みなし課税者(※4)の場合		
第6段階	前年の算定用基準額(※1)が	125万円未満の方 7万9,632円 基準額×1.2
第7段階		125万円以上210万円未満の方 8万6,268円 基準額×1.3
第8段階		210万円以上320万円未満の方 9万9,540円 基準額×1.5
第9段階		320万円以上420万円未満の方 11万6,130円 基準額×1.75
第10段階		420万円以上520万円未満の方 12万6,084円 基準額×1.9
第11段階		520万円以上620万円未満の方 13万9,356円 基準額×2.1
第12段階		620万円以上720万円未満の方 15万2,628円 基準額×2.3
第13段階		720万円以上1,000万円未満の方 15万9,264円 基準額×2.4
第14段階		1,000万円以上の方 16万5,900円 基準額×2.5

●実際に納めていただく保険料は10円未満を切り捨てた額になります。

※1「算定用基準額」

合計所得金額のことであり、収入金額から必要経費等(所得金額調整控除含む)に相当する金額を控除した金額のことです。なお合計所得金額には、株式譲渡所得等の繰越控除がある場合は、繰越控除適用前の金額、土地や建物の長・短期譲渡所得等がある場合は、特別控除適用後の金額が含まれます。ただし、第1~5段階の判定で用いる場合は、公的年金に掛かる雑所得を除きます。

なお、2026(令和8)年度に限り2025(令和7)年度税制改正前の給与所得控除額を用いて、算定用基準額を算定します。

※2「課税年金収入額」

老齢基礎年金等の収入額。障害年金や遺族年金は税法上、非課税扱いのためここには含まれません。

※3 2026(令和8)年4月から国の基準額の見直しにより、80万9,000円から82万6,500円に変更となりました。

※4「みなし課税者」

2026(令和8)年度に限り2025(令和7)年度税制改正による影響を遮断するため、市民税非課税者においても、市民税課税者とみなして保険料を算定する場合があります。

介護保険料の減免制度について

65歳以上の方(第1号被保険者)で、下記の理由などに該当するときは、申請により審査を行い、介護保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合がありますので、お早めにご相談ください。なお、ご相談の受け付けは6月12日(金)から開始します。

- ご本人またはその方の属する世帯の生計を維持する方が、震災、風水害、火災などにより住宅、家財などに著しい損害を受けたとき。
- ご本人の属する世帯の生計を維持する方の収入が、事業の廃止、失業、長期入院などにより著しく減少したとき。

介護保険料を滞納すると...

介護保険料を滞納すると、将来、介護サービスを受ける際に「支払い方法の変更」や「保険給付の制限」の措置がとられる場合がありますので、ご注意ください。

※現在、サービスを利用していなくても、将来サービスを受けるときに適用されます。